

介護老人福祉施設（介護予防短期入所生活介護）利用者負担額

平成27年8月1日 現在

- ①利用できる方：介護保険認定による要介護1～5までの方
- ②介護職員処遇改善加算は、総単位数の3.3%となります。なお小数以下の雑数については、月額合計の値を四捨五入して計算されます。
- ③送迎加算：片道184円、往復368円は、別途に負担となります。
- ④医師の食事箋に基づく療養食提供は、23円別途に負担となります。
- ⑤認知症行動・心理状況緊急対応加算、若年性認知症利用者受入加算は該当者のみ別途負担になります。
- ⑥食費について、第4段階の場合1日当りの額は食数によって変わります。また第1～3段階の場合は負担限度額が記載されておりますので1食ごとには分かれての記載はしておりません。

多床室（1日あたり）

1. 第4段階 市町村民税課税者 (円)

区 分	利用者負担額				
	要支援1	要支援2			
短期入所生活介護費（Ⅱ）	438	539			
サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）	12	12			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	15	18			
居 住 費	840	840			
朝 食	460	460			
昼食（おやつ含む）	460	460			
夕 食	460	460			
1日当りの額	2,685	2,789			

個室（1日あたり）

1. 第4段階 市町村民税課税者 (円)

区 分	利用者負担額				
	要支援1	要支援2			
短期入所生活介護費（Ⅰ）	433	538			
サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）	12	12			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	15	18			
居 住 費	1,150	1,150			
朝 食	460	460			
昼食（おやつ含む）	460	460			
夕 食	460	460			
1日当りの額	2,990	3,098			

2. 第3段階 市町村民税非課税者（年金80万円超）

区 分	利用者負担額				
	要支援1	要支援2			
短期入所生活介護費（Ⅱ）	438	539			
サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）	12	12			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	15	18			
居 住 費	370	370			
食 費	650	650			
1日当りの額	1,485	1,589			

2. 第3段階 市町村民税非課税者（年金80万円超）

区 分	利用者負担額				
	要支援1	要支援2			
短期入所生活介護費（Ⅰ）	433	538			
サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）	12	12			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	15	18			
居 住 費	820	820			
食 費	650	650			
1日当りの額	1,930	2,038			

3. 第2段階 市町村民税非課税者（年金80万円以下）

区 分	利用者負担額				
	要支援1	要支援2			
短期入所生活介護費（Ⅱ）	438	539			
サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）	12	12			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	15	18			
居 住 費	370	370			
食 費	390	390			
1日当りの額	1,225	1,329			

3. 第2段階 市町村民税非課税者（年金80万円以下）

区 分	利用者負担額				
	要支援1	要支援2			
短期入所生活介護費（Ⅰ）	433	538			
サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）	12	12			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	15	18			
居 住 費	420	420			
食 費	390	390			
1日当りの額	1,270	1,378			

4. 第1段階 生活保護受給者、高齢福祉年金受給者

区 分	利用者負担額				
	要支援1	要支援2			
短期入所生活介護費（Ⅱ）	438	539			
サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）	12	12			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	15	18			
居 住 費	0	0			
食 費	300	300			
1日当りの額	765	869			

4. 第1段階 生活保護受給者、高齢福祉年金受給者

区 分	利用者負担額				
	要支援1	要支援2			
短期入所生活介護費（Ⅰ）	433	538			
サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）	12	12			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	15	18			
居 住 費	320	320			
食 費	300	300			
1日当りの額	1,080	1,188			

※第1段階の負担は、所得により更に減額される場合があります。

※第1段階の負担は、所得により更に減額される場合があります。